

和歌山県リサイクル製品認定審査会等設置要綱

(設置)

第1条 リサイクル製品の認定及びリサイクル製品の利用の促進を図るため、和歌山県リサイクル製品認定審査会(以下「認定審査会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 認定審査会は、次の事項を所掌する。

- (1) 和歌山県リサイクル製品認定要件に関すること。
- (2) 和歌山県認定リサイクル製品の認定審査に関すること。
- (3) 和歌山県認定リサイクル製品の利用促進に関すること。
- (4) リサイクル製品の改善指導に関すること。

(組織)

第3条 認定審査会は、別に定める者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- 2 委員は知事が委嘱し、その任期は2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 認定審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 認定審査会の会議は、会長が招集する。
- 4 認定審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議中に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第5条 認定審査会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、審査会の所掌事務に関して必要な調整及び協議を行う。
- 3 幹事会は、別に定める課室および機関をもって組織し、幹事には各所属長が推薦した者を充てる。
- 4 幹事長には、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課長をもって充てる。
- 5 幹事会は、幹事長が招集する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を会議中に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 認定審査会の庶務は、和歌山県環境生活部環境政策局循環型社会推進課が処理す

る。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、認定審査会の運営その他必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月22日から施行する。
- 2 認定審査会が発足する平成15年に就任した委員の任期は、第3条第2項の規定に関わらず、平成17年3月31日までとする。
- 3 平成18年1月1日一部改正